

# 平成24年6月議会海野隆 一般質問原稿

はじめに

みんなの党の海野隆です。前議長に続いて一般質問を行います。二年前に天田町政がスタートし短い期間でしたが参与として政策遂行のお手伝いをさせていただきました。

今度は、阿見町議会議員として阿見町の発展と町民の福祉向上に、何らかの役割を果たしたいと考えています。

このような活動の機会を与えていただいた多くの良識ある町民の皆様にも感謝申し上げます。きっかけを作っていたいただいた議会の皆様にも感謝を申し上げます。

阿見町は、近代歴史遺産を有し、有力企業が立地する工業団地、自然豊かな里山、緑地があり、それぞれ分野が異なる三つの大学、何より全国から多彩な人材が集っています。阿見町は大変に可能性に満ちた面白い町です。

議会活動を通じて、住民と行政と企業と大学、研究施設とが手を取り合って「ここがふるさと阿見町」をつくるために努力をすることを誓いして質問に入ります。

## 1. 学校給食センター新築工事について

○投書について

学校給食センター新築工事について伺います。学校給食センター新築工事は、前川田町長時代のPFI方式を、天田町政になって公設民営方式に転換し、計画を進めてきました。さまざまな経緯を経て、去る5月23日に入札執行という所までこぎ着けたわけですが、残念ながら本体建設工事が不調となり、それに伴って電気設備工事及び機械設備工事の入札も中止となってしまいました。

一日も早い工事着手を願っていた関係者には、残念な結果となりました。その後、本質問通告以降の6月11日にあらためて入札公告されましたが、入札延期となった件について伺います。丁度、新任議員研修の最終日5月18日に、開札を延期したとの表明が担当課長からありました。その理由は、怪文書らしきものが町に郵送されてきたということでした。まず、どのような文書が、いつ、どこに郵送されてきたのか伺います。

○なぜ延期したのか

次の質問ですが、阿見町には公正入札調査委員会が設置されています。その要綱の第2条に調査審議事項として「入札談合に関する情報があつた場合」の対応が定められています。今回、町は郵送されてきた文書に基づいて入札を延期し調査をしたことになっています。一体全体、どんな調査と審議を行ったのかを伺います。その結果、どのようなことが分かったのかをお聞かせ願いたいと思います。私は、この文書が談合情報に当たるとは到底思えず、このような文書に惑わされ、なぜ延期したのが良く分かりません。要綱の運用を誤ったではありませんか。

今回の入札では、予定価格が公表されております。結果的には、入札不調ということになりましたが、そもそも延期した時点で郵送による応札件数は何件程度あったのか、応札があったにもかかわらず不調というのはどのような理由なのか、良く理解できない顛末です。入札経緯について詳細に伺います。

○町が工事等を発注する時に考慮することは何か

町が発注する公共工事の際に考慮することは、二つのことがあると思います。まず、税金を使うことから最小の経費で最大の効果をあげ得るように行うことが求められると思います。入札参加者には、大いに競争を行っていただき安価で良い品質のものを納入してもらおうようにしてもらわなければなりません。

次に考慮されるべきなのは、地元業者に入札参加の機会を与え、実績を積み重ねることだと思えます。地元業者の育成という点から考えても十分に配慮されなければならぬことだと思えます。

この二つのことを、同時に実現できるようにすることが求められています。両立しないこともあり、案件によりその重点が変わることもあると思われます。また、ジョイントベンチャー方式という選択もあったのではと思われませんが、今回考慮され配慮されたのはどのようなことだったのか伺います。

○今回の新築工事は一般競争入札方式で行われている。入札参加資格の設定に問題点はないか

茨城県内で、最近、学校給食センターの整備をした市町村は、平成18年に石岡市、鹿嶋市、日立市、平成19年に神栖市、平成21年に小美玉市、平成22年に鉾田市、繰越も含めて平成23年に笠間市、阿見町、つくば市があります。一括発注方式なのか分離分割発注方式なのか、自治体によってそれぞれ異なっております。また、一般入札資格要件も異なります。つくば市はこれから入札ということですが、笠間市や神栖市では、いわゆる点数、総合評定値が800点から950点ということだったようです。

今回の阿見町での入札資格要件は、阿見町の有資格名簿に登録され、県内本店、総合評定値が建築一式工事で1000点以上の者という設定でした。この条件に該当する企業は10社あるが、残念ながら町内企業には該当する企業がないということだったと思います。あらたな入札公告では、900点以上となっているようですが、このことによって該当企業数や町内企業についてどのように変わったのか、また当初の入札参加資格の設定に問題はなかったのか伺います。

○設計価格や予定価格は適当に設定されたのか

昨年の震災以降、各地で入札不調の例が多発しています。原因は、復旧復興工事にかかわる人件費と資材費の高騰と言われています。今回の不調原因も同様なものであると思われませんが、給食センター新築工事はすでに繰り延べをしており、補助金の関係からもすでにギリギリのタイミングではないかと思われます。そのような状況を充分配慮して、設計価格に人件費や資材高騰が反映されたのか、切りすぎたのではないかという批判が出ているとも聞きます。公告された予定価格については、第一回目が6億5800万円に対して、新たな価格は7億3千万円となっております。

り相当の差があります。予定価格が適当・適正な価格に設定されたのかどうか、伺います。

○不調となったが今後のスケジュールについてはどのようなか  
この問題の最後に、今後のスケジュールについて伺います。

## 2. 小中一貫教育について

通告の質問要旨の順番とは逆になりますが、まず適正な学校規模ということから質問をいたします。

○適正な学校規模について

茨城県教育委員会では平成20年4月、公立小・中学校の適正規模についてという指針を発表しました。急激な少子化の進行に伴って学校の小規模化や複式学級が増加している現状の中で、県として望ましい適正規模の基準について提示したものです。県として、児童生徒のより良い教育環境や学習環境、人間関係の構築などから望ましい学校の目指すべき姿を示す」と書いています。その基準は、小学校では12学級以上、中学校では9学級以上としています。

文部科学省では、学校統廃合について昭和31年中央教育審議会答申で、その後、昭和48年に「公立小・中学校の統合について」という通知が出されています。この二つの通知をもとに、国の学校統廃合についての施策は展開されてきました。市町村合併を契機に、その後も、何度か学校統廃合については助成制度を含めて見解が発表されています。

阿見町でも少子化が進行しており、児童生徒数は平成元年の5513人だったのが、平成23年には3842人と30%も減少してしまい、さらに減少傾向にあります。町内の小学校の児童数、学級数を見ても、と、3小学校が1学年1学級の6学級となっています。また、中学校はすべての学校が9学級以上となって適正な規模を維持しています。阿見町教育委員会としても、学校の適正規模についての検討と指針を出されたと聞いていますが、どのようなものだったのか伺います。

## ○適正化計画 学校統廃合の検討）の進行状況について

学校というのはまさに近代日本の発展を支え、地域住民がお金と労力を惜しみなく協力して整備してきた歴史があります。特に小学校は地域住民のシンボルともなっており、強い思いがあります。

しかし、どのような歴史と経緯があろうとも、学校の主役は紛れもなく子供たちであるということは、絶対に忘れてはならない原点です。子供たちが、教育を受けるにふさわしい環境なのかどうか、そうした教育条件をしっかりと整備をするというのが大人たちの責任、行政の役割です。

あくまでも子ども達という視点からですが、適正規模の検討をもとにした学校統廃合の検討と適正化計画の作成に進む必要があると考えます。昨日、全員協議会で、阿見町教育振興基本計画の中間報告をいただきました。今度、私もその策定委員になりましたが、この間の議事録を読ませていただきますと大変に多くの論点が変わっており非常に参考になりました。その中でも、学校規模の適正化について課題として論点整理がされているようです。現時点での学校統廃合について、阿見町教育委員会としての見解があれば伺います。

## ○学校通学区区域選定審議委員会の役割は何か

阿見町立学校通学区区域選定審議委員会というものがあります。平成6年5月27日に教育長訓令として規程が制定されています。その目的は、第一条で、「この規程は、人口増加に伴う阿見町内小・中学校のマンモス化に対処し、学校規模適正化を期するため通学区域の是正を審議すること」としています。メンバーは、議会議員や小中学校長、PTA役員、区長や学識経験者など40人以内で構成されるものです。

この審議委員会は、学校規模の適正化と深くつながりがあります。統廃合をしないで学校規模の適正化を実現できるかもしれないとも思われるのです。私の理解では、後段の学校規模適正化を期するため通学区域の是正を審議する」という役割と任務を持っているものと判断されますが、これまで何をどのように審議した経緯があるのか、審議の内容等について伺います。

## ○小中一貫教育の導入を進めるべきだ

次の質問に入ります。私の居住する朝日中学校区には二つの小学校があります。実穀小学校は当初小池地区にあったようですが明治13年創立、本郷小学校は明治35年の創立でそれぞれ長い歴史があります。

実穀小学校は124名の生徒が学んでおりますが、さらに生徒数は減少していくと想定されています。それに対して本郷小学校は生徒数607名で町内でも最大規模の小学校となっています。この二つの小学校から朝日中学校に進学します。教育委員会が発行している「阿見町の教育」を拝見しますと、小中連携という項目が出てきます。三つある中学校区での共同研究ということで、それぞれの小学校と中学校にかかわる児童生徒、職員、地区住民等が、授業を見る会や音楽指導の出前授業などを行っていると報告されています。これは主に中1ギャップと言われる教科担任制への対応ということが主眼となっているのではないかと思われ

ます。  
各共同研究の課題や成果を見ますと、もっと連携を深めていきたいということが書かれております。先にあげた教育振興基本計画でも、9年間をトータルで考えた教育システムの構築」ということが課題としてあがっています。

小学校6年間と中学校3年間の教育を一体で行う「小中一貫教育」は、全国に広がっております。平成18年4月に京都市や品川区など4つの自治体が発起人となって小中一貫教育全国連絡協議会というものが設立されました。現在では31の自治体が正会員となって、情報の共有や意見交換、共同研究を行っているようです。

京都府の宇治市では、平成13年度から小中連携教育を進め、平成24年度から市立の全小・中学校で小中一貫教育を実施することになったようです。そのスローガンは「学校が変わり、地域が変わり、そして子どもたちが光り輝く」9年間の連続した学びの中で、確かな学力と豊かな人間性や社会性の育成を図る」ということだそうです。

これから質問する子育て世代の代表である藤平竜也議員の中学校3年生までの医療費無料化についての質問に対して、天田町長の実現への強い決意が表明されると期待しておりますが、阿見町は、若い世代の定住化を促進するという政策を進めています。私も、子どもたちの未来に責任

をもとう」というスローガンを掲げました。

学校規模の適正化や統廃合なども含めて、子どもたちの未来に明るい希望が湧くような、全国に誇れるような教育システムをつくってほしいと切望しております。小中一貫教育の導入をぜひとも進めていただきたいと考えますが、教育長の見解を伺います。

### 3. 事業仕分けの実施について

○事業仕分けの目的は何か

阿見町事業仕分けは、天田町長の重要な選挙公約でしたが、議会の反対でなかなか実現できず、やっと今年度、事業仕分け予算が承認され、構想日本に業務が委託され実施されることになりました。去る6月9日に事前研修と模擬仕分けが行われ、7月14日に本番の事業仕分けが行われて16事業について仕分けが行われるということになります。この事業仕分けについては、阿見町議会でも柴原成一副議長が平成21年12月議会を取り上げていたようですし、また、天田町長が公約に掲げたことから、平成22年6月議会でも多くの議員が予算質疑の中で取り上げています。

この中で、参与として私の名前が相当出てくるんですが、必要ないとか報酬を20万円ももらっているとかいろいろ言われています。本当は日給月給の出日手当制だったんですよ。そのことはさて置き、構想日本に関して事実でないことを相当発言しています。議員も執行部も本当に頼りない発言をしています。

議事録を持っていますが、構想日本について、予算を提出した担当者がちよっと私も勉強不足でよく分かかっていなくて申し訳ないんですが・・・なんて述べています。議員は、公務員が代表者だということなんですよね」とか、今聞いた範囲では民間じゃない」とか、そこには国の天下りの人がいる」とかむちゃくちゃな議論を展開しています。私が議場にいれば、もっと正確で確かな答弁をさせていただいたと返す返すも残念な思いがあります。議会の議事録は永久保存です。議会での発言は正確に自信を持って質疑できるようにすべきだと、これは強く言っておきたいと思います。

事業仕分けは、構想日本という独立系・非営利の民間シンクタンクにより開発されたものです。事業仕分けは、①国や自治体が行っている行政サービスが、本当にいるものか、いらぬものか、サービスの具体的内容から一つずつ判断して、②そのサービスが必要なものであるとしても、国がやるべきか、都道府県がやるべきか、市町村がやるべきか、そもそも論」から考えて、③仕分けの作業を「公開の場」で、「外部の目」を入れて行うのがポイントです。

今回の阿見町事業仕分けは、判定員を、一般町民から無作為抽出した中の希望者から選んでおり、町民の視線に立った納得性の高い評価が得られるものと思われます。あらためて、阿見町事業仕分け実施の目的について伺います。

○仕分け項目の選定基準はあるか

次に、事業仕分けを行う16事業を選んだことについて伺います。阿見町は、内部の事務事業評価及び外部の有識者を入れた外部評価など、進んだ事務事業評価システムを備えていると思います。また、予算をつくる際にも町長や財政担当者との突っ込んだやり取りも参与時代に体験させていただき勉強になりました。

その際にも、数少なかったものの漫然と予算化している事業があることを担当者自身が気付いていることもありました。今回、16事業が選定されたのですが、町民や関係団体の中には助成金や補助金が廃止されたり、削減されてしまうのではないかと、気にされている方々がいるようです。そこで、事業仕分け項目の選定基準についてあらためて伺います。

○町民判定員の事前研修と活用について

先日の模擬仕分けでは、町民判定員から様々な意見が出されていました。大変に面白く聞いておりました。主なものは、事業シートや仕分け人との質疑での行政用語や文言に戸惑っている「事業仕分けは、無駄無理を省くことが目的のようだが町はよくやっている」「資料は本日初めて見た」などといったものでした。

模擬仕分けだけでなく、もっと丁寧な町民判定員の事前研修等を行っ

た方がよいのか、考えさせる内容でした。まもなく本番を迎えるわけですが、町民と協働型の行政を目指す阿見町として、今回の事業仕分けを経験した町民判定員の今後の町政での活用について、考慮しておく必要があると考えますが、町長のお考えを伺います。

最後に、本番を迎える職員の皆様へのアドバイスになります。私は、自民党が政権にあった時に河野太郎衆議院議員が率いる国の事業仕分けを見学したことがあります。国の各省庁の説明要員は、6、7名のチームを率いて各事業担当課長が概略説明と質疑応答の責任者となりましたが、その説明能力はきわめて高く、政策（事業）の目的、意義、必要性についての確固たる自信と確信は、これまで傍聴してきた各自治体の職員の比ではありませんでした。先日の阿見町模擬事業仕分けで、評価の関係でアンケートは取っているかと質問されて、恥ずかしい話ですがアンケートは取っていない」という説明がありました。これは、印象的には良くありません。アンケートは取っていないが、他の方法で評価している」と答えるべきだったと思われる。自信も持って堂々とやることを希望します。

#### 4. 地域資源由来再生可能エネルギーについて

○環境マネジメントシステムについて

私は、環境マネジメントシステムISO14001や品質マネジメントシステムISO9001の審査員をしておりました。平成23年度に環境マネジメントシステムであるエコアクション21がスタートすると大変に喜んでおりましたが、議会の承認を得ることができず、今年度予算にも計上されないということに極めて残念なことだと考えています。これまでの議会の論議を議事録で拝見すると大変な誤解のもとに論議が行われてきていると感じました。このような誤った認識、事実でないことを堂々と議会で論議を交わすというのはまことに恥ずかしく許しがたいことだと深く憂慮しております。

先ほども述べましたが、議会の議事録は永久保存です。平成23年3月議会で、この環境マネジメントシステムの町長提案に対して一般質問が行われました。私の名前や私の友人も含めて民間人の実名を挙げて、さも問題があるかのように発言をしています。いろいろと発言しているよ

うですが、しかし、私は環境マネジメントシステムの審査員ではありませんが、Ecoアクション21の審査員ではありません。また、審査員は直ぐにはなれません。審査員は、相当程度の実務経験と規格に対する理解が必要です。審査員としての更新は研修と実務を積み上げた厳格な基準を超えなければなりません。

議事録は手元にありますが、ここで発言の詳細について述べることはしません。しかし、このように何の関係もない反論権のない民間人の実名を挙げて議会の論議が行われるのは、まことに議会の品位を貶めるものだと思います。後日、機会をとらえて自ら訂正をされるとか削除を要請すべきであると申し上げておきます。

さて、当時もEcoアクション21の導入について参与として意見を申し上げたことはあります。実は不満であると申しました。導入されるのは、ISO14001であるべきだというのが、当時からの私の一貫した判断でした。しかし、まずマネジメントシステムを導入することが重要だと考えて容認した記憶があります。

今回、阿見町が導入を検討した規格は、環境省が主導するEcoアクション21ですが、公共行政組織では全国で45件、茨城県内では常陸大宮市が導入し活動中です。

また、代表的な環境マネジメントシステムでは、国際規格であるISO14001があり、県内の公共行政組織では、土浦市役所、牛久市役所、つくば市役所、東海村役場、牛久市阿見町斎場組合などが認証取得しているのはご存じのとおりです。全国では148件の組織が認証取得しているという統計があります。

町内に立地する多くの企業では、すでに、認証取得しているという実績があります。私は、マネジメントシステムは、民間の企業と公共行政をつなぐ共通言語であると思っています。民間の企業と公共行政が、それぞれ業務の違いを乗り越えて同じ課題に取り組むこと、またそれをお互いに評価することができるといふ積極的な意義があるものと思っています。また、学校での実践や家庭への波及効果も含めると費用対効果は相当なものがあると確認されています。

ぜひとも、来年度には環境マネジメントシステムを導入されて、取り組

まれるよう提言をいたしますが、町長の決意をお聞かせいただきたいと思います。

○太陽光発電事業について及び小水力発電事業について

この問題については、この後、難波千香子議員、飯野良治議員、川畑秀慈議員がそれぞれ専門的に質問されるようですので、それに期待して私は概略的に質問します。

4月25日経済産業省が再生可能エネルギー全量買い取り制度の価格と期間を公表し、7月から 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」による再生可能エネルギーの固定価格買取制度が始まることよって、一気に発電事業の環境ビジネスが本格化しました。

そんな時に、阿見町では、香澄の里工業団地内の調整池用地に太陽光発電所設置事業所を公募するという発表があり、大変に心強い思いをいたしました。再生可能エネルギーの導入を図ることでCO2削減に取り組み、地球環境の保全を行い、環境教育の拠点として利用できるように、調整池用地の有効利用を図ることになります。

5月14日に公募型プロポーザル方式により募集を開始し5月31日に募集を締め切り、6月30日までは審査結果公表するというスケジュールで進んでいるようですが、まず応募状況はどのようになっているか伺います。

この間の新聞報道などを見ておりますと、つくば市ではつくばエクスプレスみどりの駅近くにメガソーラーと言われる大規模太陽光発電所が完成して7月1日には売電を始めるという報道され、美浦村でも民間2社の建設計画が進んでおり年内には稼働すると報道されています。そうした動きは、すでに全国各地で進んでおり、特に東電福島第一原発の事故以来再生可能エネルギーへの取り組みが重要だと指摘されていることはご存じのとおりです。

今後、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの取り組みに、阿見町行政として積極的にかかわっていただきたいと思います。阿見町には茨城大学があり、そこでは長い間研究者がそうした地域資源由来の再

生可能エネルギーの課題に取り組んで来ております。たとえば、阿見町も協力しているバイオエタノール原料のスイートソルガムでは新田洋司教授が、実証プラントや燃料試走も行っていきます。また、地域にある小水力を利用した発電では、小林久教授が那須地域や東南アジアでの実証実験も行われていると聞きます。

私も参与時代に、こうした問題で行政と大学が深く連携することができないか何度かお会いしたことがあります。阿見町は小さな自治体ですが、大学や研究者にとっては頼りになる存在で、少しの手助けで大きな成果が上がることを確信しました。今後、阿見町が積極的に企業や大学、研究者と連携していくことが必要であり、また町民も関われるような形で竹林や小水力など地域の資源を積極的に活用すべきだと考えますが、町長の考えを伺います。

## 5. 人権対策について

○町内の人権状況について及び人権啓発活動について

選挙期間中に、町民の多くの方々とお会いしご意見を伺ってきました。また、タウンミーティングでは膝づめで貴重なご意見やご提言を伺ってきました。その中に、人権問題で悩んでいる町民の方のご意見ご相談がありました。その方は、かつて民生委員に在任中、社会福祉協議会のボランティア活動中にお怪我をされて障害を持つようになったということでした。しかし、通常かけられているボランティア保険が無保険状態だったということで、トラブルがあったようです。さらに、その後民生委員再任の際に、障害者差別的な言動を受けたということと、法務局に人権救済を申し立て認定されたということでした。 説示

今年度予算を見てみますと、人権問題での予算では同和関係のものに多くが措置されています。確かに、同和問題は歴史的な経緯があり深刻な問題であると思います。しかし同様に、女性差別に関するもの、子供の人権に関するもの、高齢者や外国人への人権問題、HIV感染などの人権問題などがあります。そこで、まず過去町内において、法務局への申し立てや人権擁護委員、困りごと相談、弁護士への相談等で人権問題と認定される事案が、どのような種類で何件くらいあったのかを伺います。

また、合わせてそれぞれの人権問題の啓発にどのような対策が取られているのか伺います。

○北朝鮮による日本人拉致被害者問題について

次に、北朝鮮による日本人拉致問題について質問します。茨城県の人権啓発推進センターのホームページを見ますと、そのトップに北朝鮮による日本人拉致問題が掲載されています。

北朝鮮による日本人拉致問題は、皆さんご存知のように1970年代から1980年代にかけて、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の工作員により、多数の日本人が極秘裏に北朝鮮に拉致された問題を言います。北朝鮮は長年事件への関与を否定してきましたが、2002年平壤で行われた日朝首脳会談で日本人の拉致を認め、謝罪し、再発の防止を約束しました。しかし、その後、北朝鮮は「拉致問題は解決済み」と説明し、その後の協力を拒んでいます。

2006年（平成18年）6月に、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。法律は8条からなり、第3条に地方公共団体の責務として、地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。」とされています。

私は、家族会の会長である飯塚繁夫さんはじめ主要なメンバーと面識があります。家族の思いは悲痛で、生きている内の早期の解決を切望しています。国民の一人として、この問題解決のために関心を持ち続け認識を深める必要があると思います。私は、ぜひとも家族会からお話を伺う機会をつくるなど阿見町としても、この北朝鮮による日本人拉致問題啓発に真剣に取り組む必要があると考えます。阿見町のこれまでの取り組みについてお訊ねするとともに今後の具体的取り組みについて伺います。

被害者の一人、横田めぐみさんは、1977年、13歳中学校一年生の時に、帰宅途中に突然北朝鮮の工作員に拉致されました。その後、今日に至るまで帰国ができていません。両親による最近の著書「めぐみへの遺言」では「生きている内にかく自由にしたい」と書いてい

ます。

教育長に答弁を求めています。阿見町でも、子供たちに現代の最も深刻な人権問題である拉致問題について理解を深めてもらうよう教育委員会として取り組むべきであると提言をしたいと思えます。こうした取り組みは、全国の教育の現場で行われており、人権教育の中で適切に取り上げるよう拉致問題に関する学習指導資料集を作成しているところもあります。阿見町でも、ぜひとも積極的に取り上げるべきであると考えます。教育長のお考えを伺います。

## 6. 人事政策について

○副町長を選任しない理由は何か

次の質問に入ります。町長就任以来、2年4か月が経過しました。この間、議会との関係も含めて大変な重責を担い、お忙しい時間を過ごしてきたものと察します。町長任期の折り返しを過ぎ、これから天田町政第二期の総仕上げの期間となります。

今後、圏央道の延伸が進み、阿見吉原地区の開発と企業立地、道の駅の整備など、阿見町の将来を方向づける大変重要な時期に入ってきます。中央政治では来年夏までに必ず総選挙があり、しかもその行方は混沌としています。

町長職は、行政のトップとしての立場と選挙の洗礼を受ける政治家としての立場の両方をこなさなければなりません。私たち議員と違うのは、選挙に専念できないということです。常に、行政という幅の広い仕事のトップとして重要な判断をしなければなりません。非常にハードな仕事だと思えます。

天田町長は、就任以来、副町長職を置かないということで今日まで来ましました。しかし、これまで副市長・副町長などを置かなかった県内の他の自治体も徐々に、補佐役を置くようになってきました。

私は、過去議会でどのようなやり取りがあったか分かりませんが、この際、政治の変化にしっかりと対応できるように補佐役をしっかりと置く必

要があると思います。天田町政が、副町長職を置かない理由はどのようなものなのか、副町長職の必要性は感じないのか伺います。

君子に「一言なし」と言いますが、一方で「君子は豹変す」という言葉があります。状況の変化によく対応することは、マネジメントの基本です。是非とも、必要と感じた時にはいつでも前言にとらわれずに対応することを、お勧めします。

○専門職を活用すべきである

その関連で次の質問をいたします。私自身も、環境や医療福祉などの専門性を生かすために非常勤特別職の参与として行政に関与いたしました。議会では無駄遣いというような議論があったようですが、待遇は日給月給制で大変に不安定なものでした。環境マネジメントシステムや事業仕分けなどの事業実施ではお役に立てたのではないかと思えますし、そのまま参与職を続けていけば、議会議員になろうとは思わなかったかもしれません。

それはさておいて、現代の行政は、多様な住民の要望や意見を受け止めながら、しかも相当の専門性を有しなければなりません。資格だけ持っていればよいというのではなく、専門的知識をしっかりと駆使し行政課題に対応できなければなりません。そうした職員を育てるということも必要ですが、たとえば、企業で相当程度の責任を持って仕事をしてきた人材をリクルートすることにも必要になります。その意味で、天田町政が新規採用年齢制限を大幅に引き上げたことは大変に評価できるものだと思います。

今後、阿見町行政に不足している専門的職員を積極的に、たとえば任期付き職員として採用する人事政策が必要であると思います。これまでの議会では、なかなか理解を得られなかったようですが、茨城県や多くの県内自治体でも当たり前のように採用しており、ぜひとも再度提案していただきたいと思います。町長の考えを伺います。

## 7. 選挙関係について

○事前説明会について

私は、国政選挙も含めてこれまでに様々な選挙を経験してきました。その中で、阿見町の選挙を体験してみても驚くことがありました。それは、3月20日の告示日以降、住宅団地の中を運動員と思われる多数の方々が「鉢巻き姿」で活発に戸別訪問活動を始めたことです。告示日以降の選挙運動が公職選挙法によって制限されていることはもちろんご存じのとおりです。また、政党活動や政治団体の活動も同様に許されているものと、許されていないものがあることもご存じのことです。

こうした違反行為が、白昼堂々となわれていることには、二つのことが考えられます。公職選挙法違反だということ認識しないままに行っているか、違反と知りながら行っているか、どちらかです。私は前者であると思っておりますので、選挙管理委員会の努力が必要だと思われま

す。

候補者や運動員が公職選挙法の規定を理解する機会は事前説明会にあります。普段の啓発といっても、なかなか理解することはできませんので、事前説明会という機会を通じて丁寧に徹底して知らせるべきだと思います。事前説明会の在り方や公職選挙法周知の方法について改善の考えがあるか伺います。

#### ○選挙開票事務について

次に選挙開票事務について伺います。今回の議会議員選挙は、定員18人に対して25人が立候補し、7人オーバーの大激戦で行われました。それだけに、投開票日は緊張して開票を待っております。

投票が20時に締め切られ、投票者数21679人、候補者25人の開票作業は20時45分から始まり、確定時刻が22時58分となっております。開票に2時間13分かかりました。待っている身からすると、今か今かとじりじりしながら待っております。開票事務は正確に行われなければならないことはもちろんですが、迅速さということも非常に重要です。

阿見町と時期を前後して行われたある自治体では、投票者26288人、候補者23人の開票が1時間23分で終了したと聞いています。議員選挙での開票時間を比較検討すると阿見町の迅速さはどの程度だったか伺

います。また開票作業に従事した職員は何人だったのかも含めて、選挙管理委員会としてこの開票時間をどのように評価しているか伺います。

○当選証書の交付等改善点について

次に、当選証書の交付等の改善について伺います。夜の11時20分ごろだったでしょうか。当選の喜びの最中に、選挙管理委員会から開票所である体育館まで出向き当選証書を受領するよう電話が入りました。電話を受けた者も混乱しながら、何時までに受領されたいということも言われたのか言われないのか、誰が取りに行くのかということも含めて、結局、出向いたのは12時近くになっていたかもしれません。12時を過ぎていたかもしれません。

深夜、事故でも起こしたら大変だと緊張しながら私自身が出向いたので、すが、このような深夜になせといつ思いを拭うことができませんでした。他の自治体では、時間を指定して翌日に当選証書を伝達するようにしているところも多いと聞きます。当日深夜に授与することに積極的な意義があるのかどうか、選挙管理委員会及び委員長は、これまでの選挙事務全般を見直し積極的に改善する必要があると思いますが、見解を伺います。

## 8. 放射能対策について

最後の質問になります。この質問についても、永井義一議員、難波千香子議員、飯野良治議員が同様の質問をいたしますので詳細は各議員にお任せして、私は概略的に質問をいたします。

○農産物の放射性物質の検査結果と今後の動向について

昨年の東日本大震災では阿見町も大変に大きな被害を受けました。議会が、談合和解金4億9千万円を被災し塀や家屋の修理のために助成すべきだと主張したのも、そうした町民の大きな被害の実態があるということから出ているものと思われれます。

阿見町は、地産地消が進んだ町です。町内にいくつもの農産物直売所もあります。農産物の放射能検査体制についても早くから取り組んでいた

いただきました。しかし、特産物であるシイタケやタケノコに、国の基準を超える放射性物質が含まれていたことなど、生産者も消費者も戸惑っています。今後、茨城県全体及び阿見町特産農水産物の検査体制や今後の動向について伺います。

○子ども達及び希望者への内部被ばく検査について

国、茨城県では子どもたちの内部被ばく検査は必要のないレベルであると明言し、実際、そうした検査は行われておりません。しかし、子どもたちの将来に与える影響という点、外部からの被ばくよりは、食物から身体の内側に取り込んでしまった内部被ばくの方が、より心配だという声があります。

選挙期間中から私のところにも、そうした声がたくさん寄せられています。特に、子ども達を育てている若い世代から寄せられています。そうした中で、牛久市では、当初希望者を、のちには全員を対象にして児童生徒の内部被ばく検査を行うと発表しました。

牛久市は、福島第一原発事故により県内でも比較的放射線量が高い県南地区の市町村長でつくる「稲敷地区の市町村放射能対策会議」の幹事自治体で、これまで連携して情報を共有するなどして、放射能問題に取り組んで来ています。

隣接の自治体で、内部被ばく検査を行うということでも、私のところにも問い合わせがありました。町にも特に小さなお子さんを育てている方々から問い合わせがあったのではないかと思います。今後、阿見町としても少なくとも希望者については内部被ばく検査を実施できるように、関係機関に働きかけることも含めて検討する必要があると思いますが、検討する考えがあるかどうか伺います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。